

議案第九七号

固定資産税免除に関する件

一 三朝町税條例(昭和二十九年三朝町條例第三十三号)第五十四條の規定にかかわらず中国電力株式会社に対して課する固定資産税の内充託物件に付ては其
方 稅法第三百六十七條の規定の適用によりその中を永久に免除する

記

一 上田谷枝線十五號より福山枝線九十九号迄高圧九十五徑向(五六六五米)
二 遠庄二十四徑向(一三三七米)電柱百九本
三 大谷枝線六十一号より合八十三号迄高圧二十徑向(一〇九九米)電柱五徑向
(三六〇米)電柱十九本

二 三朝町税條例第七十二條の規定による貧困により生活のため公私の扶助を受け
ける者野見壽三外十名より昭和二十九年度分固定資産税の減免申請があつた
ので加へ税去差三百六十七條の規定により免除するものとする

昭和二十九年七月五日提出

三朝町長

坂

出

雅



昭和二十九年七月五日議決

三朝町議會議長 天野

